

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日に当
るときは、そ
の翌日)

目次

◆公安告示 昭和四十二年十一月鳥取県公安委員会告示第四十九号の
一部改正

道路交通の規制に関する規程の一部改正

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第五十二号

昭和四十二年十一月鳥取県公安委員会告示第四十九号(信号機の設置場所について)の一部を次のように改正し、昭和四十五年十一月六日から施行する。

昭和四十五年十一月六日

鳥取県公安委員会委員長 田村純 一

表中

五	鳥取市東町一丁目二〇番地地先交差点(丁字路)	定周期式(一段式)車両進行の信号付設	を
五	鳥取市東町一丁目二〇番先交差点(丁字路)	定周期式(多段式)車両進行の信号付設	に
九	米子市角盤町二丁目五五番地地先交差点(十字路)	定周期式(一段式)	を
九	米子市角盤町二丁目五五番先交差点(十字路)	定周期式(多段式)	に
十八	鳥取市瓦町五〇七番先交差点(十字路)	定周期式(一段式)	を
十八	鳥取市瓦町五〇七番先交差点(十字路)	定周期式(多段式)	に
五十	米子市角盤町二丁目六一番地地先交差点(十字路)	定周期式(一段式)	を
五十	米子市角盤町二丁目六一番先交差点(十字路)	定周期式(多段式)	に
六十八	鳥取市松並町一丁目二八七番先交差点(三差路)	定周期式(一段式)	を
六十九	気高郡青谷町大字長和瀬一〇六番先及び東伯郡泊村大字小浜無番先(信号機設置場所の間隔二八〇メートル)	定周期式(交互式)山本工業株式会社を委託管理	を

六十八	鳥取市松並町一丁目二八七番先交差点(三差路)	定周期式(多段式)
六十九	気高郡青谷町大字長和瀬一〇六番先及び東伯郡泊村大字小浜無番先(信号機設置場所の間隔二八〇メートル)	定周期式(交互式)山本工業株式会社設置及び管理を委任
七十	八頭郡八東町大字南三二九番一先(単路)	押ボタン式
七十一	八頭郡用瀬町大字用瀬四六九番一先(単路)	押ボタン式
七十二	鳥取市丸山町一三五番一先交差点(十字路)	定周期式(一段式)
七十三	八頭郡智頭町大字智頭六三三番先交差点(十字路)	定周期式(多段式)
七十四	米子市東福原二三四番一先(単路)	押ボタン式
七十五	米子市糺町二丁目一五五番先交差点(十字路)	定周期式(多段式)

に改める。

鳥取県公安委員会告示第五十三号

道路交通の規制に関する規程(昭和四十四年三月鳥取県公安委員会告示第十七号)の一部を次のように改正し、昭和四十五年十一月六日から施行する。

昭和四十五年十一月六日

鳥取県公安委員会委員長 田村純一

別表第一中「大型自動車及び大型特殊自動車」を「大型自動車(乗車定員三十人未満の大型乗用自動車を除く。)及び大型特殊自動車」に改める。

別表第一中六を七とし、五の次に六として次のように加える。

六 東伯郡

路線名	区間	延長(メートル)	対象	時間
町道浦安駅前越橋線	東伯町大字徳方二七一番五先から同大字八七番五先までの間	三五〇	大型自動車(乗車定員三十人未満の大型乗用自動車を除く。)及び大型特殊自動車	終日

別表第三の二の五を削る。

別表第五の一の17を次のように改める。

17 丸山町一三五番一先十字路 四 信号機設置

別表第五の一中161を166とし、158から166までを五ずつ繰り下げ、163の前に

162として次のように加える。

162 杉崎五六二番先 一 山田方前

別表第五の一中157を161とし、148から156までを四ずつ繰り下げ、152の前に

151として次のように加える。

151 下味野一番一先 一 川口方前

別表第五の一中147を150とし、150の前に149として次のように加える。

149 " 三、八三八番先 一 鳥取大学付属幼稚園前

別表第五の一中146を148とし、130から145までを二ずつ繰り下げ、129を次のように改める。

131 " 五七番先 一 " 入口

別表第五の一の131の前に130として次のように加える。

130 八坂五四番一先 一 倉田小学校前

別表第五の一中128を129とし、121から127までを二ずつ繰り下げ、120の次に121として次のように加える。

121 " 八二四番一先交差点 二 武田自動車工場前

別表第五の二の11を次のように改める。

11 " 一五五番先十字路 四 久米桜酒造前、

別表第五の二中179を180とし、127から178までを二ずつ繰り下げ、126を削り、

125を127とし、122から124までを二ずつ繰り下げ、124の前に123として次のように加える。

123 " 二三四番一先 一 信号機設置

別表第五の二中121を122とし、87から120までを二ずつ繰り下げ、86の次に87として次のように加える。

87 " 五七九番先 一 ユニチカ米子工場前

別表第五の二中85を削り、84を85とし、33から83までを二ずつ繰り下げ、32の次に33として次のように加える。

33 " 二七番先 一 高島屋駐車場前

別表第五の三中56を57とし、13から55までを二ずつ繰り下げ、12の次に13として次のように加える。

13 " 三丁目六二番先 一 倉吉動物薬品前

別表第五の六中78を87とし、73から77までを九ずつ繰り下げ、82の前に81として次のように加える。

81 " 大字慶所二三九番先 一 高田自転車店横

別表第五の六の72を次のように改める。

80 " 六五六番一先 一 智頭町農協土師支所前

別表第五の六の80の前に79として次のように加える。

79 " 大字三吉四六四番六先 一 平尾オガライト工場前

別表第五の六中71を削り、70を78とし、53から69までを八ずつ繰り下げ、61の前に60として次のように加える。

60 " 二、一七六番一先 一 佐治中学校前

別表第五の六中52を59とし、51を58とし、58の前に55から57までとして次のように加える。

- 55 " 大字古用瀬三八番四先 一 金屋橋入口
- 56 " 五七番一先 一 金屋発電所入口
- 57 " 四九三番四先 一 古用瀬橋詰
- 別表第五の六中50を54とし、49を53とし、53の前に51及び52として次のように加える。
- 51 " 大字宮原三八番一先 一 因幡社駅入口
- 52 " 六四番一先 一 樟原入口
- 別表第五の六中48を50とし、46及び47を二ずつ繰り下げ、45を次のように改める。
- 47 " 四六九番一先 一 信号機設置
- 別表第五の六中44を46とし、32から43までを二ずつ繰り下げ、31を削り、30を33とし、33の前に32として次のように加える。
- 32 " 大字南三二九番一先 一 信号機設置
- 別表第五の六中29を31とし、9から28までを二ずつ繰り下げ、11の前に10として次のように加える。
- 10 " 大字市谷二四番三先 一 選果場前
- 別表第五の六中8を9とし、2から7までを二ずつ繰り下げ、1を次のように改める。
- 2 " 大字宮谷二四六番先 一 郡家選果場前
- 別表第五の六の2の前に1として次のように加える。
- 1 郡家町大字奥谷一九八番一先 一
- 別表第七の二の(二)の11を次のように改める。
- 11 県道東福原 両三柳一、九一八
樋口線 番一先から夜見町
二、一七一番先ま 二、九〇〇
での間 高速車及び
中速車 四〇

- 別表第七の二の(二)中12及び13を削る。
- 別表第七の二の(六)の6を次のように改める。
- 6 " 郡家町大字郡家四
五二番次六先から
同町大字奥谷一
九八番一先までの
間 一、七三〇 " "
- 別表第七の二の(七)の1及び2を次のように改める。
- 1 一般国道九 気高町大字奥沢見
一三六番一先から
同大字九二一番先
までの間 三八〇 高速車 五〇
- 2 " 気高町大字奥沢見
九二一番先から同
町大字酒津一九二
番先までの間 一、三六〇 高速車及び
中速車 四〇
- 別表第七の二中(四)を(四)とし、(二)から(四)までを二ずつ繰り下げ、(四)の次に(二)として次のように加える。
- (二) 鳥取市・八頭郡
- 路線名 区 間 延 長 (メートル) 対 象 (キロメートル毎時) 最高速度
- 八頭郡河原町大字
布袋二四一番一先
から鳥取市赤子田
二二五番一先まで
野線 四〇〇 高速車及び
中速車 四〇
- 郡家町大字郡家四五二番次六先から
同町大字奥谷一九八番一先までの間 一、七三〇
- 別表第八の六の4を次のように改める。
- 4 " 郡家町大字郡家四五二番次六先から
同町大字奥谷一九八番一先までの間 一、七三〇
- 別表第八の六の6を次のように改める。

7 " 河原町大字渡一本二六五番三先から
同町大字河原七八番二先までの間 一、一〇〇

別表第八の六の5の次に6として次のように加える。

6 一般国道五 用瀬町大字古用瀬五七番一先から同
町大字用瀬三番二先までの間 一、一〇〇

別表第十の一中5及び6を削り、7から69までを二ずつ繰り上げる。

別表第十の二中3を削り、4を3とし、5から7までを二ずつ繰り上げ、
8を削り、9から126までを二ずつ繰り上げ、127を削り、128から141までを三
ずつ繰り上げる。

別表第十の六の5を次のように改める。

5 " 四五二番次六先 妙楽公園出口

別表第十の六中25を削り、26を次のように改める。

25 智頭町大字智頭九七番二先 岡本方前

別表第十の六中27から30までを二ずつ繰り上げ、31を削り、32から45ま
でを二ずつ繰り上げる。

別表第十一の一中78を79とし、25から77までを二ずつ繰り下げ、24を次
のように改める。

25 市道火災復 吉方温泉一丁目三
興二九号線 ○一番先から吉成
及び市道大 三〇七番先までの
工町土居叶 間

別表第十一の一中23を24とし、8から22までを二ずつ繰り下げ、7を次
のように改める。

7 一般国道五 叶四九四番一先か
三号 ら吉成七二四番三 一、五〇〇 車両(自転
先までの間 車を除く) 七時か
ら一時か
時まで

8 " 吉成七二四番三先
から栄町五〇三番
先までの間 一、九二〇 " 終日

別表第十一の六の3を次のように改める。

3 " 郡家町大字郡家四
五二番次六先から
同町大字奥谷一九
八番一先までの間 一、七三〇 " "

別表第十一の七の1を次のように改める。

1 一般国道二 気高町大字奥沢見
九号 九二一番先から同
町大字酒津一九二
番先までの間 一、三六〇 車両 終日

別表第十二の一の四中8を14とし、14の前に13として次のように加える。

13 " 二、六一〇番先のまがりかど

別表第十二の一の四の7を次のように改める。

12 " 三、〇二九番先のまがりかど

別表第十一の一の四の6の次に7から11までとして次のように加える。

7 県道湯原用瀬線 佐治村大字尾際一九番二先のまがりかど

8 " 大字余戸八三四番三先のまがりかど

9 " 四三五番五先のまがりかど

10 " 六八番四先のまがりかど

11 " 大字加茂三、〇三二番二先のまがりかど

別表第十二の二の(二)を次のように改める。

(二) 八頭郡

路線名	区	間	延長 (メートル)
1 一般国道二 九号	若桜町大字落折八八番先から同大字 地内吾曾呂橋南詰までの間	二、一〇〇	

1120

00805

(第三種郵便物認可)

昭和45年11月6日 金曜日

鳥取県公報

(号外) 第82号 6

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

2
瀬 県道湯原用
五 佐治大村字余戸五番四先から同大字
番 一先までの間

三〇〇

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取 県

〔定価一部一箇月三百円(送料を含む)〕